

支援部だより No. 1

◆ 障害者の「手帳制度」－どんな手帳があるのか－

行政の手続きの中で、障害のある人には法律に基づいて「手帳」が交付されています。本校の児童・生徒の多くが、「身障手帳」や「療育手帳」を所持しています。交付されている「手帳」によって、各手続きや受けられる福祉サービスに違いがありますので、次に簡単に紹介します。

○ 「障害」は、法律では「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3つに分類されます。

障害者基本法では、「障害者」とは「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものを言う」と定義されています。

○ 障害が認定されれば、それぞれの障害ごとの「手帳」が交付されます。

障害ごとの手帳として、それぞれに

- ① 身体障害者 ⇒ 【 身体障害者手帳 】
- ② 知的障害者 ⇒ 【 療育手帳 】… ※異なる名称をつけている自治体もある
- ③ 精神障害者 ⇒ 【 精神保健福祉手帳 】 が交付されます。

※ 複数の手帳を持っているケースもあります

認定＝「手帳の交付」を意味します。申請が未だで手帳を所持していない児童・生徒は、原則として福祉サービスを受けることができません。

○ 【身障手帳】と【療育手帳】の手続きの違い

	身障手帳	療育手帳
● 交付を受けるとき	指定医（たいていは主治医）の診断書・意見書が必要。	児童福祉センター（18歳までの子どもは「発達相談所」、18歳以上の知的障害のある人は「知的障害更生相談所」）で判定を受ける必要がある。
● 再認定・再判定の必要	障害の程度が変わった場合のみ（再）申請をする。	指定された時期ごと（通常2年～5年ごと）に、再判定を受けに行く。 ※再判定の日時については、ケースワーカーから家庭に連絡が来る
● 等級について	1級から7級の等級がある。 （1級の方がより“重度”） 等級などにより、受けられる福祉サービスに違いがある	A判定・B判定がある。 （A判定の方がより“重度”）
● 住所変更について	他府県への（からの）転出（入）でも有効。＜居住地変更届書を出す＞	他府県への（からの）転出（入）の場合は、申請しなおす必要がある。

※ 各手帳のより詳しい説明については、次号以降で順次紹介します。